

広葉樹林再生事業検査基準

制定 平成25年 3月26日 森-3555

改正 平成26年 3月19日 森-3579

改正 平成28年 3月18日 森-3208

改正 平成30年 3月 日 森-

第1 趣旨

豊かな里山林整備事業のうち、広葉樹林再生事業の検査は、「秋田県補助事業工事経理検査実施要領（平成19年4月1日施行）」に基づくほか、以下の基準により実施するものとする。

第2 内容

1 経理検査

地域振興局長（以下「局長」という）は、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱第8に基づき事業実施主体から提出される実績報告書の受理後に経理検査を行うものとし、実績報告の事業費が定められた経費の内容に該当しており算定が適正であるかを検査する。

（1）補助金対象経費の算定

[実費補助 A]

ア 森林再生調査経費

森林再生調査費は、事業実施主体が整備する成果品の作成、実施する検討委員会の開催及び基本計画の策定に係る実行経費を査定経費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[実費補助 B]

ア 森林再生整備、普及啓発経費

森林再生整備、普及啓発に係る経費は事業実施主体が実施する内容に係る経費とし、実行経費を査定経費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、査定経費に補助金交付要綱に規定する補助率を乗じた額とする。

[諸経費]

ア 事務雑費及び指導監督費

事務雑費及び指導監督費は、事業実施主体が補助事業実行のため必要な業務処理費とする。

イ 補助金交付額の算定

補助金の交付額は、実費補助 A に係る補助金交付額と実費補助 B に係る補助金交付額の合計に所定の数値を乗じたものとする。

[その他]

ア 数量の単位

数量の単位は、面積はヘクタールとし、端数の取り扱いは、単位以下第 3 位まで算出し、箇所毎にその計において四捨五入して第 2 位止めとする。

その他にあつては適宜単位を設定し、整数単位止めとする。

2 現地検査（完成確認検査）

局長は、秋田県補助事業工事確認検査実施要領第 5 条に基づき、事業実施主体から現地確認の要請があつた場合は、当該検査基準にて現地検査を行うものとする。ただし、要請のない場合は全体工事確認検査とし、書類検査により事業の適正を確認できる時は、現地検査を省略できるものとする。

（1）面積の確認

面積は事業実施面積とし、実測又は既往の測定資料により確認する。

2 箇所以上の測線又は対角線並びに 2 箇所以上の方位角及び高低角を実測し、測量野帳と照合、確認する。

林木の育成に利用できない林地で、1 箇所の面積が 0.01ha 以上あるものは除地とし、差し引いて算出しているか確認する。ただし、作業道敷については除地としな

いものとする。

なお、周囲測量成果による下限面積の規格は－0.15%とする。

（2）広葉樹林再生における完成状況の確認

任意で設定した標準地において植栽状況を確認する。

面 積	標準地数	標準地区画	植栽本数及び苗木規格
1 ha 以下	2 箇所以上	10m×10m	植栽本数：設計数値以上 苗木規格：設計数値以上
1 ha を超え 3 ha 以下	3 箇所以上	10m×10m	
3 ha を超えるもの	4 箇所以上	10m×10m	

なお上記表による方法が適当でない場合、次による方法により確認するものとする。

植栽木（樹種毎）	植栽本数	確認本数	植栽本数及び苗木規格
高中木	200 本未満	5.0%以上	植栽本数：設計数値以上 苗木規格：設計数値以上
	500 本未満	4.0%以上	
	500 本以上	3.0%以上	
低木 (生長しても樹高 3m 以下)	200 本未満	3.0%以上	植栽本数：設計数値以上 苗木規格：設計数値以上
	1,000 本未満	1.5%以上	
	1,000 本以上	0.8%以上	

(3) 保育（下刈）における完成状況の確認

刈足高について、雑草木の刈払いが植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを確認する。

(4) 保育（追肥）における完成状況の確認

肥料散布について、散布状が植栽木の生育を促進するための適切な作業配慮をもってなされているかどうかを確認する。

(5) 普及啓発における看板等施設の確認

完成品における記載内容並びに規格が適正か確認する。

第3 その他

なし

第4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則

この基準は平成30年 4月 1日から施行する。